

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業



【令和6年度要求額 400百万円（400百万円）】

グリーンファイナンスの裾野拡大・質の担保のため、支援体制整備及び追加的コストの補助を実施します。

1. 事業目的

グリーンボンド等のグリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大のため、①グリーンファイナンス手法を活用した資金調達のノウハウ・知見を共有し、新規市場参加者の拡大及び円滑な資金調達の促進につなげるとともに、②企業や自治体が脱炭素事業を実施する資金の調達に対し支援を行う者を支援し、グリーンファイナンス市場の発展を強力に推進する。

2. 事業内容

2050年カーボンニュートラル達成のためには巨額の投資が必要であり、国内外の民間資金を大量導入していくことが不可欠。国内でも、グリーンボンド等のグリーンファイナンスは増加しているが、実施している企業はまだ一部であり、更なる規模の拡大のためには裾野の拡大が不可欠。一方で、市場の拡大に伴い、グリーンウォッシュに対する懸念が強まっており、更なる市場拡大の大前提として質の担保の観点も重要。

以上を踏まえ、裾野拡大・質の担保の両面から、グリーンファイナンス市場を健全かつ適切に拡大していくため、下記を実施する。

(1) グリーンファイナンスサポーターズ制度運営事業（委託）

- 証券、銀行、評価機関等の発行支援を行う事業者を登録するサポーターズ制度を運営し、市場拡大に向けた普及促進やノウハウ提供を実施

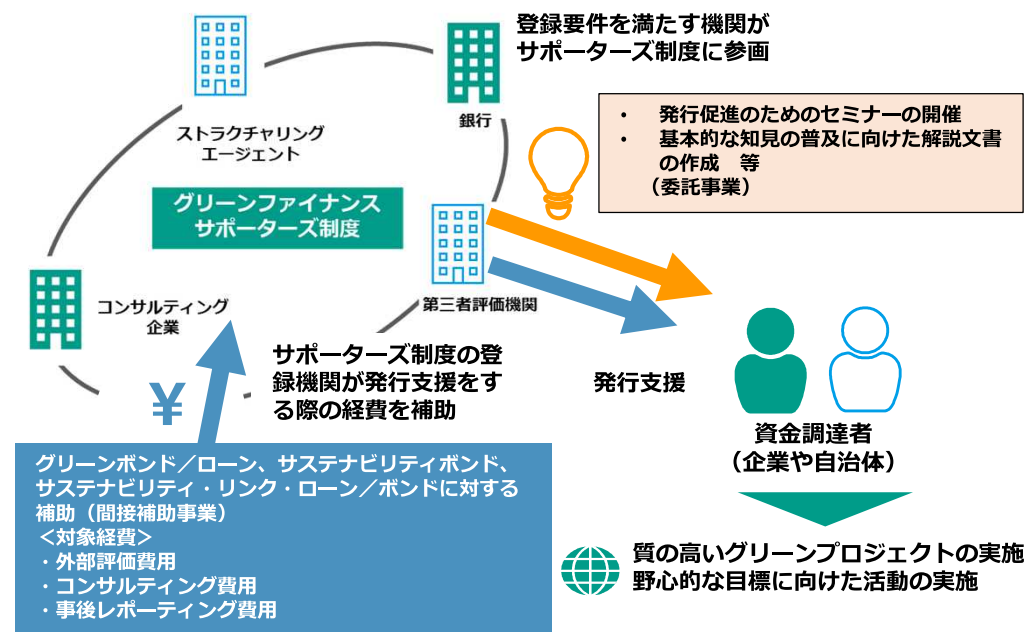
(2) グリーンファイナンス発行支援事業（補助）

- 資金調達に係る外部レビュー費用等の追加的費用を補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・非営利団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



- 事業形態 間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 4/10又は7/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）
- 補助対象 民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



脱炭素社会実現へ向け、国内の金融機関等に対するESG金融の更なる浸透・実践を進めるための取組を支援します。

1. 事業目的

- ①今後10年間で150兆円超の投資の実現に向け、国内外のESG資金を呼び込むため、ESG金融の実践と国内のグリーンファイナンス市場の拡大を促進する。
- ②パリ協定で掲げられた2℃目標、1.5℃目標の達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、民間ビジネス主導によるESG金融の実践、浸透を促進する。

2. 事業内容

脱炭素化に向け150兆円超の官民の投資を促進するため、国内外の民間資金を取り込むESG金融の主流化が必要。本事業では、国際的な知見を踏まえたESGの実践促進、地域の課題解決と一体的な脱炭素化対応の促進支援等を行う。

- (1) グリーンファイナンス市場拡大促進事業
 - ・国際的な政策・機関の動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信
 - ・国内グリーンファイナンス市場整備促進方策の検討
 - ・金融機関による投融資先排出量算定、削減方策検討及び開示促進
- (2) ESG地域金融実践促進事業
 - ・ESG地域金融の取組から地域金融機関が直面する経営課題の調査、分析及び解決支援
 - ・同取組を通じた金融機関経営の高度化の概念を広く普及啓発するための情報発信
- (3) 脱炭素投資ステージ別手法調査・拡大事業
 - ・出資等のリスクマネーの提供による脱炭素投資拡大のための市場動向調査・課題分析
 - ・インパクト評価の活用による投資拡大に向けた調査の実施
- (4) ESG金融主流化事業
 - ・ESG金融ハイレベル・パネルにおける統一的発信の実施
 - ・ESGファイナンス・アワードにおける優良事例発信の実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ



グリーンボンドガイドライン
[グリーンファイナンス市場拡大促進事業]



ESG地域金融実践ガイド



ESG金融ハイレベル・パネル
[ESG金融主流化事業]



【令和6年度要求額 22百万円（22百万円）】

持続可能な社会の実現に向けて動き出す企業を支援します。

1. 事業目的

国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進する。

2. 事業内容

2050年脱炭素社会実現に向けて、気候変動をはじめとする環境課題を経済・社会の課題と統合的に解決するための動きを加速化すべく、企業が特定した環境課題のリスク及び機会を戦略に組み込んだ経営を行い、その情報を公開することを促進する。

(1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

企業が環境への負の影響を防止・停止・軽減するための世界的に求められている環境デュー・ディリジェンスの普及促進

(2) 環境報告活用促進事業

環境要素を企業経営等に戦略的に取り込んでいる企業の実例を投資家等や企業に提示できるよう企業選定を実施

(3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の運営確認

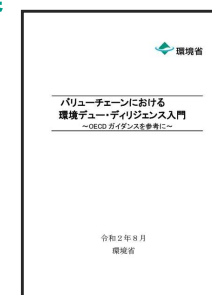
3. 事業スキーム

- | | |
|-------|----------|
| ■事業形態 | 請負事業 |
| ■請負者 | 民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 平成14年度～ |

4. 事業イメージ

(1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

- 環境DDの入門書や環境マネジメントシステムと環境DDのプロセスの関係の整理に基づく環境DDの普及促進をはかるためのセミナーの開催
- 環境DDの国内の取組事例調査、国内外の法規制の状況等の動向調査の実施



(2) 環境報告活用促進事業

- ESGファイナンス・アワード・ジャパンの環境サステナブル企業部門で表彰対象となる企業を選定
- 募集にあたっての選定基準等に関する説明会開催



(3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

- エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の適切な運営を確認するため運営に関する検討委員会を開催





【令和6年度要求額 77百万円（77百万円）】

我が国におけるESG金融の普及・促進に向けて、取組の質の向上と裾野の拡大を支援する施策を実施します。

1. 事業目的

- ① あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。
- ② 地域金融機関によるESG地域金融の実践支援を通じて、先進的なモデルケースの創出による知見の蓄積・周知を図る。
- ③ 地域金融機関等に対してESG金融に関するセミナー等を開催し、関連した知識や問題意識の普及・啓発を図る。

2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要である。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

（1）環境投融资促進のための市場拡大支援

資源循環等の環境保全対策に資するグリーンプロジェクトや取組を資金使途やKPIに掲げるグリーンボンド等の資金調達支援、新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に向けた調査・検討

（2）ESG金融の普及促進

環境・社会に対するインパクトの創出、地域の持続可能性の向上等に資する取組を行う地域金融機関等を支援しESG 地域金融実践の先進的な事例を創出

（3）「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

金融機関の各業態における環境金融の取組状況に関する調査、地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたセミナー等の開催 等

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業・委託事業・補助事業

■請負先・委託先・補助対象 民間事業者・団体

■実施期間 平成25年度～

4.

（1）環境投融资促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



（2）ESG金融の普及促進

- ・地域金融機関に対し、ESGを考慮し、地方創生に資する金融行動をすることのできる仕組みや体制作りを、個別のコンサルテーション等を通じて支援する。
- ・令和4年度は8案件（10機関）を採択。
令和5年度は8案件（9機関）を採択。



（3）「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

＜環境金融に関する調査＞

- ・各業態における環境金融に関する取組の実態について、セクター別に調査を実施。

＜環境金融に関するセミナー＞

- ・地域金融、保険業務等、テーマ別に分類した5つのWGにより合計12回程度開催予定。

